

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	根本地区 (根本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心であるが、小さい集落で担い手も少なく、また、農地は基盤整備ができていない所も多く、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。
開発地域における水利権問題があり、耕作しなくても年間水利権を支払うようになっているため、大きな負担になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区においては、水稻とピーマンがメインで慣行栽培による農業を行っている。10年後には担い手は3名まで減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。また空き農地は極力、隣接で耕作する者が借受けができるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。(現在利用権設定されている農地は、期間満了を待ってから農地中間管理機構を活用することとする。)
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内では基盤整備が出来ておらず、高齢化も進んでおり、負担金ゼロの基盤整備が出来るのであれば、取り組むことも考えていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域については、専業農家が少なく兼業農家が多い。ピーマンの栽培を希望するサラリーマンがいれば、積極的に地域営農に組み込んでいく。また、機械の共同化を進め、集落営農組織の法人化の気運が高まれば進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の水稲作は全てそれら担い手に作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--